

報告第 1 号

阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）について【報告】

目 次

1. 計画書（原案） P.	1
2. 理由書（原案） P.	2
3. 変更の概要 P.	3
4. 位置図・計画図（原案） P.	5

計 画 書 (原案)

阪神間都市計画区域区分の変更

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

単位：千人

区 分	年 次	平成 2 2 年	平成 3 2 年
都市計画区域内人口		1, 7 5 4	1, 7 3 0
市街化区域内人口		1, 7 1 2	1, 6 9 1
配分する人口		—	1, 6 3 7
保留する人口		—	5 3
(特定保留)		—	0
(一般保留)		—	5 3

理 由

「別添理由書のとおり」

理 由 書 (原案)

阪神間都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を昭和45年に定めた後、おおむね5年に一度の一斉見直しを行っており、今回第7回の一斉見直しを行うものである。

将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、本計画のとおり区域区分を変更するものである。

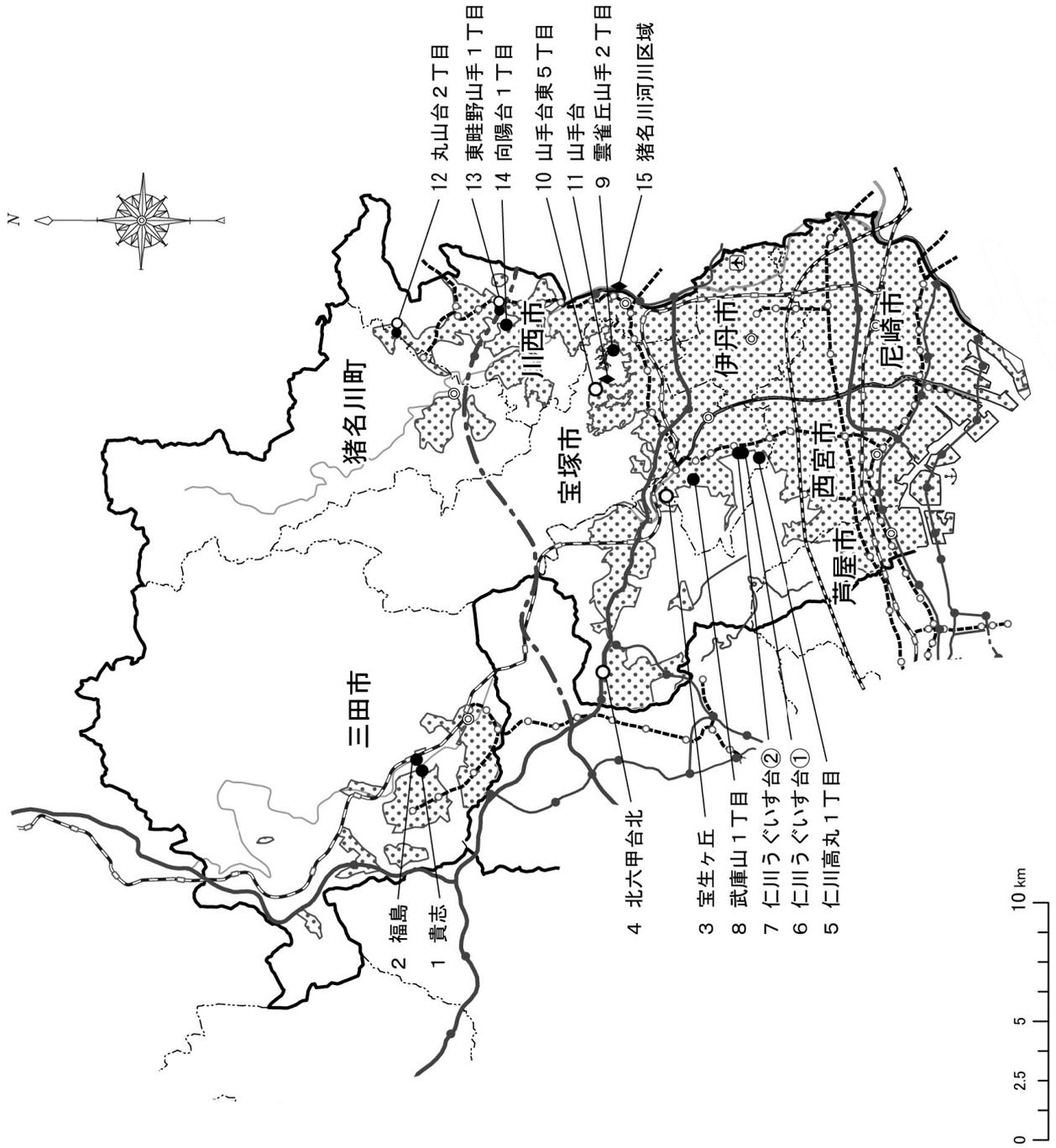
阪神間都市計画区域区分の変更原案の概要

変更する地区の名称、変更概要は、別表及び別図のとおり

別表

市町名	番号	地区の名称	変更概要
三田市	1	貴志	市街化区域に編入
	2	福島	
西宮市	3	宝生ヶ丘	市街化調整区域に編入
	4	北六甲台北	
宝塚市	5	仁川高丸1丁目	市街化区域に編入
	6	仁川うぐいす台①	
	7	仁川うぐいす台②	
	8	武庫山1丁目	
	9	雲雀丘山手2丁目	
	10	山手台東5丁目	市街化調整区域に編入
	11	山手台	市街化区域の境界を調整
川西市	12	丸山台2丁目	市街化区域に編入
	13	東畦野山手1丁目	一部市街化調整区域に編入
	14	向陽台1丁目	市街化区域に編入
	15	猪名川河川区域	市街化区域の境界を調整

阪神間都市計画区域
市街化区域・市街化調整
区域の変更概要図

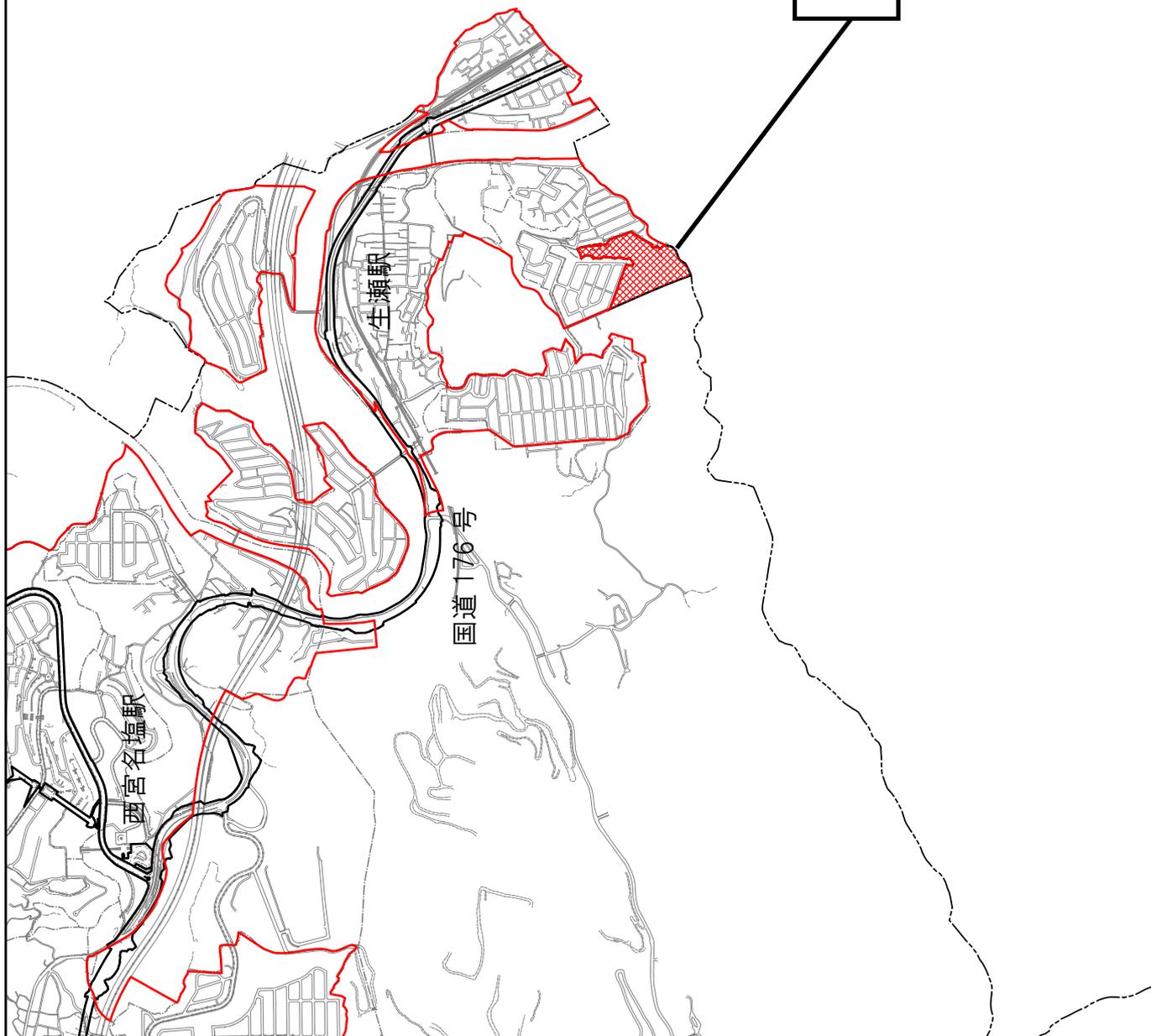


凡 例	
—	都市計画区域界
---	市 町 界
◻ (dots)	現在の市街化区域
●	今回、市街化区域に編入を予定している区域
○	今回、市街化調整区域に編入を予定している区域
◆	今回、市街化区域の境界を調整する区域

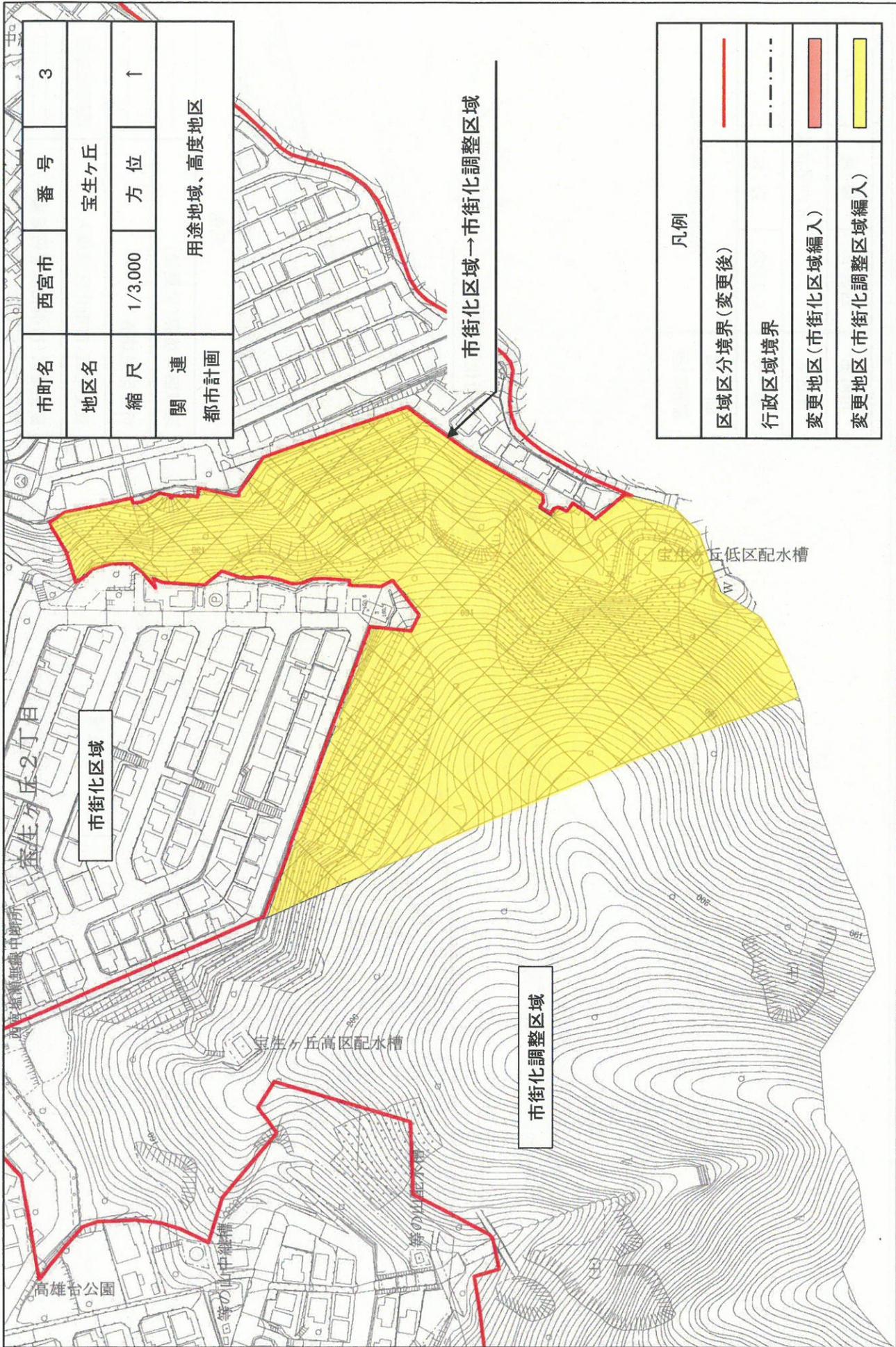
変更位置図 ③



縮尺 S=1:20,000



区域区分変更箇所
③宝生ヶ丘地区 (約 3.6ha)

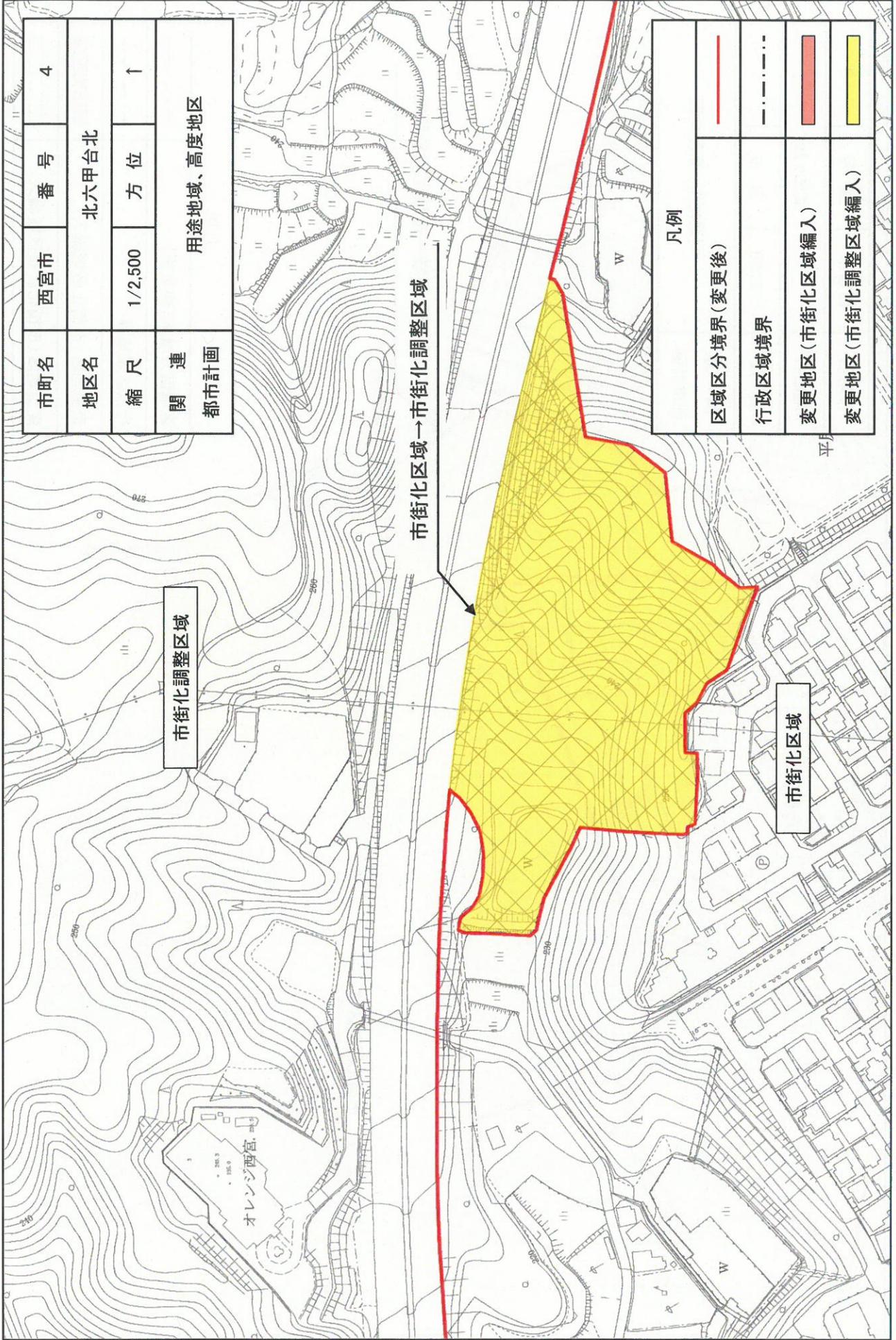


変更位置図 ④



区域区分変更箇所
④北六甲台北地区 (約 2.3ha)





市町名	西宮市	番号	4
地区名	北六甲台北		
縮尺	1/2,500	方位	↑
関連都市計画	用途地域、高度地区		

凡例	
区域区分境界(変更後)	—
行政区域境界	- · - · -
変更地区(市街化区域編入)	■ (Red)
変更地区(市街化調整区域編入)	■ (Yellow)